○農林水産省令第二十号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項、第十九条第二項及び第二十条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（予算調査官、経理調査官、企画官、調査専門官、予算決算管理官、会計専門官、営繕専門官及び施設管理専門官） **第三条**　予算課に、予算調査官一人、経理調査官一人、企画官二人、調査専門官四人、予算決算管理官一人、会計専門官六人、営繕専門官十人及び施設管理専門官二人を置く。 2～8　（略） （削る） 9　（略） （広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官及び情報化推進官） **第五条**　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官三人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人及び情報化推進官一人を置く。 2～12　（略） 13　政策立案企画官は、農林水産省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 14　（略）	（予算調査官、経理調査官、企画官、調査専門官、予算決算管理官、会計専門官、営繕専門官、首席営繕専門官及び施設管理専門官） **第三条**　予算課に、予算調査官一人、経理調査官一人、企画官二人、調査専門官四人、予算決算管理官一人、会計専門官六人、営繕専門官十人、首席営繕専門官一人及び施設管理専門官二人を置く。 2～8　（略） 9　首席営繕専門官は、命を受けて、前項の事務を総括する。 10　（略） （広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官及び情報化推進官） **第五条**　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官三人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人及び情報化推進官一人を置く。 2～12　（略） （新設） 13　（略）

（国際専門官、国際交渉官、上席国際交渉官、国際農業機関調整官及び関税調整官）

第八条　国際経済課に、国際専門官二十二人、国際交渉官五人、上席国際交渉官二人、国際農業機関調整官一人及び関税調整官一人を置く。

2～6　（略）

（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）

第十五条　（略）

2　検査官は、命を受けて、次に掲げる団体の業務及び会計の検査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査（以下「協同組合等検査」という。）の実施に関する事務を行う。

一～三　（略）

四　農業共済組合、農業共済組合連合会及び農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村

五～九　（略）

3～5　（略）

（食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室並びに表示適正化専門官、監視専門官、米穀監視専門官、米穀監視特別専門官、消費生活専門官及び食育推進専門官）

第十七条　（略）

2　食品表示・規格監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

一　（略）

二　指定農林物資に係る表示に関すること（日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第三項

（国際専門官、国際交渉官、上席国際交渉官、国際農業機関調整官及び関税調整官）

第八条　国際経済課に、国際専門官二十三人、国際交渉官五人、上席国際交渉官二人、国際農業機関調整官一人及び関税調整官一人を置く。

2～6　（略）

（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）

第十五条　（略）

2　検査官は、命を受けて、次に掲げる団体の業務及び会計の検査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査（以下「協同組合等検査」という。）の実施に関する事務を行う。

一～三　（略）

四　農業共済組合連合会

五～九　（略）

3～5　（略）

（食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室並びに表示適正化専門官、監視専門官、米穀監視専門官、米穀監視特別専門官、消費生活専門官及び食育推進専門官）

第十七条　（略）

2　食品表示・規格監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　日本農林規格に関すること（食料産業局の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（新設）